

枚方市条例第 7 号

枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則 [令和4年3月11日公布]

この条例は、令和4年4月1日から施行する。